

1. 会 合 名	外国証券の取引等に関する検討部会
2. 日 時	平成 23 年 10 月 26 日（水）15 時 30 分～16 時 00 分
3. 議 案	「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて
4. 主な内容	<p>1. 前回検討部会での議事を受け本検討部会委員に実施した「規則改正に関するアンケート」の結果を踏まえ取りまとめた「本規則改正についての考え方」について事務局より説明した後、意見交換が行われた。</p> <p>（規則改正に関する考え方の概要）</p> <p>口座開設手続等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約款の交付義務及び主な契約事項については、引き続き、現行規定どおり適用してはどうか。</li> <li>・ 「申込書」による口座開設手続きについては、約款に基づく口座開設契約に係る顧客同意の証跡に留意し、現行規定を見直してはどうか。</li> </ul> <p>国内非上場の公募外国株券等の引受等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット等により顧客が「投資判断に資する情報」を容易に入手可能な場合には、協会員による「資料等の提供等」の義務及び本協会による公衆縦覧を廃止する方向で現行規定を見直してはどうか。</li> <li>・ 規則を見直した場合でも、本協会ホームページにおける「P O W L 銘柄の一覧表」への掲載は引き続き継続してはどうか。</li> </ul> <p>2. 本日提示した規則改正に関する考え方について検討した結果、メンバー各位から特段異論はなかった。</p> <p>改めて当該規則改正の考え方に関しメンバー各位社内に持ち帰り検討のうえ、本検討部会における最終的なコンセンサスが得られ次第、当該規則改正の考え方について金融庁に報告・協議することとした。</p>
5. そ の 他	本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制 2 部（03 - 3667 - 8514）